明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○地方税法施行規則の一部を改正する省令（**総務**七三）　一

○法務局における遺言書の保管等に関する省令の一部を改正する省令（**法務**三八）　二

〔告　示〕

○原戸籍の一部が滅失した件（**法務**一五九）　二

○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（**同**一六〇）　二

○技術協力及び青年海外協力隊の事業に関する日本国政府とアンゴラ共和国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件（**外務**一五五）　三

○職業能力開発促進法第三十条の五第一項に規定する登録試験機関の登録事項を変更した旨を公示する件（**厚生労働**三〇一）　三

○保安林の指定をする件（**農林水産**一二六〇～一二七四）　四

○ガス事業法第百四十六条第一項の規定に基づき登録の更新を行った件（**経済産業**一七三）　四

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第四十七条第一項の規定に基づき登録の更新を行った件（**同**一七四）　四

○消費生活用製品安全法第十八条第一項の規定に基づき登録の更新を行った件（**同**一七五）　四

○特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件（**特許庁**七）　四

○道路に関する件（**北陸地方整備局**三七～三九）　四

○道路に関する件（**中部地方整備局**一〇二）　四

〔国会事項〕

〔人事異動〕

カジノ管理委員会　法務省　五

〔皇室事項〕

〔公　告〕

諸事項　六

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　六

特殊法人等

令和二年度財務省共済組合の決算関係　六

会社その他　六

省令

○総務省令第七十三号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十八条の六第一項第八号及び第十七項第八号の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月二日　総務大臣　武田　良太

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例） **第二十条**　［略］ ［2・3　略］ 4　政令附則第十八条の六第一項第八号又は第十七項第八号に規定する総務省令で定める契約は、特定中小会社との間で締結する特定株式に係る投資に関する条件を定めた契約で中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第十一条第二項第三号ニに規定する投資に関する契約に該当するものとする。 ［5～8　略］	**附　則** （特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例） **第二十条**　［同上］ ［2・3　同上］ 4　政令附則第十八条の六第一項第八号又は第十七項第八号に規定する総務省令で定める契約は、特定中小会社との間で締結する特定株式に係る投資に関する条件を定めた契約で中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第十一条第二項第三号ニに規定する投資に関する契約に該当するものとする。 ［5～8　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第三十八号

法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）第四条第四項、第六条第三項、第八条第二項及び第九条第四項（同法第十条第二項において準用する場合を含む。）並びに法務局における遺言書の保管等に関する政令（令和元年政令第百七十八号）第三条第三項、第四条第三項、第九条第三項、第十条第五項及び第十六条の規定に基づき、法務局における遺言書の保管等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月二日　法務大臣　上川　陽子

法務局における遺言書の保管等に関する省令の一部を改正する省令

法務局における遺言書の保管等に関する省令（令和二年法務省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第六号中「代表者の資格を証明する書類」を「登記事項証明書（商業登記法第十条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する登記事項証明書をいう。第四十四条第一項第五号において同じ。）その他の代表者の資格を証明する書類」に改める。